米国海洋哺乳類委員会(MMC)への要請行動報告

沖縄・生物多様性市民ネットワーク
ジュゴン保護キャンペーンセンター
吉川秀樹
2014年06月01日

辺野古／大浦湾における基地建設の問題点の整理

1）沖縄県民そして名護市民が反対
（民意、民主主義）

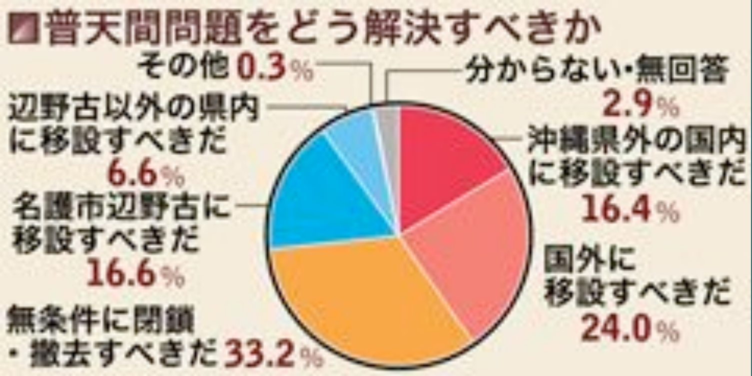

琉球新報 2014年5月5日より

2）環境への多大なる影響
（科学性、専門性）

3）法令や条約への遵守ができていない
（法制度の枠組と科学性／専門性の関係）

MMCへのアプローチは、2）と3）に焦点を置いている！

Marine Mammal COMMISSION
An Independent Agency of the U.S. Government

MMCとは:

1)海洋哺乳類の保護・保全を目的として、米国海洋哺乳類保護法(1972)のもと設立された米国連邦政府の独立機関。

2)米国政府や関係機関が、海洋哺乳類に関わる国内法や国際条約を遵守しているかどうかを審査・監督し、政府や関係機関に勧告や助言を行う。(Scientific integrity Policy, Data Quality Policy、Policy on Indirect Costs)

3)MMCの勧告は法的拘束力を持たない。しかし機関が勧告を受け入れない場合は、詳細な報告書提出の義務がある。

4)米国ではMMCの報告書、勧告をもとに、さらなる保護・保全活動が展開。

MMCの活動の具体例：2012年の連邦議会への報告書から

保護・保全の取組みの報告：

- タイセイヨウセミクジラ
- ハワイモンクアザラシ
- フロリダマナティー

研究調査の報告：

- 海洋哺乳類と音の関係

勧告：

米国海洋漁業局への勧告　（2012年2月28日）
北極海における石油とガス採掘の環境影響評価準備書

海洋エネルギー管理局と共同で、NEPAに基づき、事業の詳細な項目についての分析を行うこと。影響を受ける海洋哺乳類の　頭数を見積もること。

MMCの活動の具体例：2012年の連邦議への報告書から

勧告：

米国海軍施設技術司令部（太平洋）への勧告　（2012年6月）

太平洋（南カルフォルニア～ハワイ域における海軍の訓練と実験（２０１３～１８年）に関する環境アセス

音響影響の基準の修正
適切な計算／シミレーションモデルの使用
累積的影響の分析

＊評価書は2013年８月、RoDが２０１３年12月に提出

（155頭のイルカ／クジラが死ぬ、2000頭が損傷という見積もり）

MMCへの要請行動
時間　2014年5月20日
場所：　MMCのオフィス

参加者：
MMC: Mike Gosliner (法務部局長)
Dennis Heineman (科学部局長)
David Laist（政策とプログラム分析官）
Victoria Cornish (エネルギー政策分析官）

市民社会：東恩納琢磨（ジュゴン保護基金、名護市議、ジュゴンの里）
Ken Nakamura Huber (沖縄BD、NWH)
吉川秀樹（沖縄BD、SDCC）
Bill Snape (CBD)

名護・沖縄: 稲嶺進市長、玉城デニー国会議員、スタッフ

MMCへの要請文と提出文書・資料について

要請文:「ジュゴンの保護と保全のために」
（事務局長レント博士宛）

1）現状の報告:豊かな自然環境の辺野古・大浦湾
環境アセスが終了、埋立が承認、
工事着工迫る

© K. Nakamura Huber

ブイ設置のジュゴンへの影響？

要請文の内容　（続き）
2）懸念：

1）沖縄防衛局の環境アセス／評価書の問題
ジュゴン生息地としての辺野古・大浦湾の過小評価
緩和措置の過大評価など　　（『メモ』を参照）

2）国防総省はまだ影響の分析をしていない
2008年1月のジュゴン訴訟の
判決に従っていない

3）国防総省がジュゴンへの影響を分析するにあたり、沖縄防衛局のアセス結果を使うことの問題

要請文の内容（続き）
3）MMCと基地建設問題、そして市民社会との関係の確認

1）2000年からMMCはこの問題に注目
2）2009年にハワイのMMC年次総会への参加
東恩納琢磨、ミヨコ・サカシタ(CBD)、吉川秀樹

「もし移設計画の検討後、計画案に変更がなければ、同委員会は国家歴史保存法（NHPA）の下で行われる、国防総省のジュゴンの影響に関する分析結果が入手次第、それを検討し、コメントを行う」（米国連邦議会への年次報告p. 36）

2009年MMC年次総会にて

要請文の内容（続き）
４）要請その１

MMCが国防総省の分析結果を入手次第、ジュゴンの基地建設が与える影響についての国防総省の分析を精査し、それについてコメントすること。MMCが国防総省の分析の精査とコメントをする際に、国防総省のために翻訳された環境影響評価関係の文書を含む、日本政府から国防総省へ提供された情報について考慮すること。

要請文の内容（続き）
4）要請その２

MMCによる国防総省の分析の精査とそれに対するコメントが行われる前に、キャンプシュワブ区域使用許可証を日本政府に発行することを含む、基地建設事業を構成するいかなる行為をも国防総省は行うべきではない、という勧告をMMCから出すこと。

©K. Nakamura Huber

付属メモ「普天間代替施設のための沖縄防衛局補正評価書に関する5点の懸念」の内容

1）補正評価書は、沖縄のジュゴンの個体数とその状況を確定していない。 (提示されたPVAは問題あり）

2）ジュゴンの生息地である辺野古・大浦湾域の価値を意図的に（恣意的に）低く見積もっている。

3） 提案されているジュゴンの生存を確かなものにするための緩和策は、科学的に証明されておらず、科学的知見とも一致していない。

4） 環境影響評価手続きは透明性と説明責任が欠如している。

5）日米政府間の情報交換がどのようになされているかは重要であり、そこを精査し、評価する必要がある。

MMCの対応、コメント、質問など
（要請交渉とその後のメールのやり取りから）

○ この問題を再度提起してくれて感謝する。
ジュゴン訴訟の中断後の動きが分からなかった。

○ MMCとして述べてきたこと、出来ることは行っていく。
ジュゴンやその他の海洋哺乳類への影響について、責任をもつ米国政府内の部署に働きかける。

○ MMCは小さな機関であり、国防総省のような大きな機関の事業への影響は限られている。

○ 提供された写真などを見る限りでは、世界自然遺産に指定されてもいいような環境だ。その環境を失うことはshameだ。

MMCの対応、コメント、質問など
（要請交渉とその後のメールのやり取りから）

○ この海域にはジュゴンの他に海洋哺乳類はいるか？

○ キャンプ･シュワブでの訓練や演習の影響はあるか？

○ ジュゴンや海草藻場について、環境アセス以外の調査はあるか？　独立した専門家やNGOで調査を行っているか？その結果は報告されているか？

○ MMC以外には、他にどこにこの問題を提起する予定か？
ジュゴンの専門家、IUCN、UNEP/CMS等

要請を実のあるものにするには：MMCとのこれからの関わり

1）情報提供を行っていく。

埋立て工事の着手に関する報告

日米政府がやり取りしてきたジュゴンに関する文書を、MMCがアクセスできるようにする　（ジュゴン訴訟などを通して）

専門家やNGOから調査報告　（日本生態学会の声明を提出）

2）MMCと、その他の海洋哺乳類研究者をつないでいく。

3) MMCの分析を、ジュゴン訴訟に活かすようにする。

4）MMCの分析を国内での動きに結びつける。

TIME IS CRUCIAL!　迅速に動けるかが鍵！

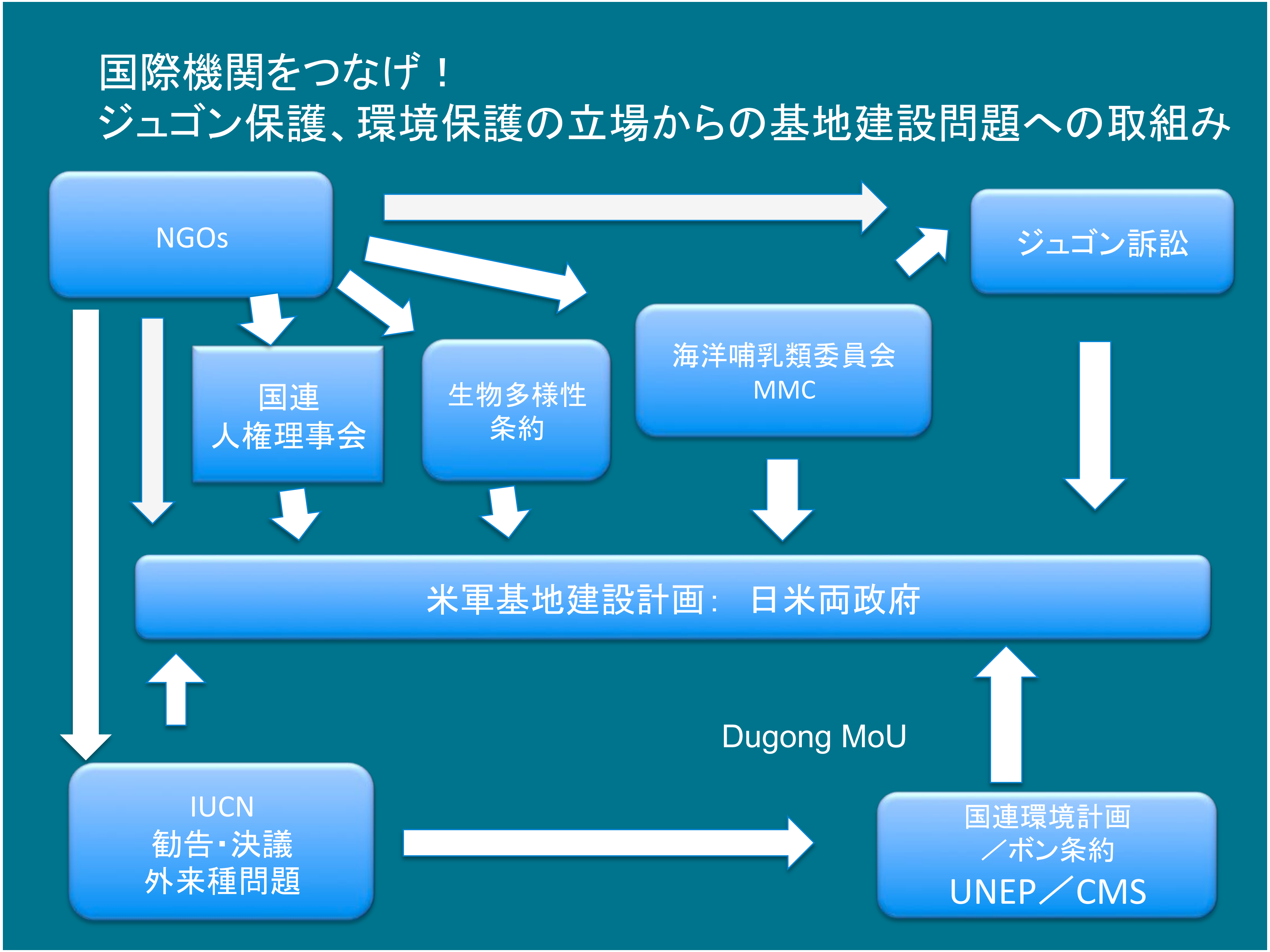
国際機関をつなげ！
ジュゴン保護、環境保護の立場からの基地建設問題への取組み
NGOs
ジュゴン訴訟
国連
人権理事会
生物多様性
条約
海洋哺乳類委員会
MMC
米軍基地建設計画： 日米両政府
Dugong MoU
IUCN
勧告・決議
外来種問題
国連環境計画
／ボン条約
UNEP／CMS

身体を張った闘いは、出来る限り避けたい！

そのためにも私たち一人ひとりが、今できることを精一杯やっていこう！

©T.HIgashionnna

© O. Makishi

© H. Yoshikawa

ご清聴、ありがとうございました。

今回のMMCへの要請行動は、ヘリ基地反対協と沖縄平和市民連絡会の支援により行われました。心より感謝を申し上げます。